

「(仮称)さいたま市議会基本条例(素案)」

意見募集結果と特別委員会の見解等について -

意見の内容と特別委員会の見解・補足説明(資料の目次)

- (1) 「条例全体」について P 1
- (2) 「前文」について P 6
- (3) 「第5章 市民の議会」について P 14
- (4) 「第6章第26条 区行政との関係」について P 20
- (5) 「第7章第27条 定数」について P 21
- (6) 「第7章第28条 議員報酬、期末手当」について P 22
- (7) 「第9章第32条 議会図書室」について P 23
- (8) その他(条例外の事項) P 24

(仮称)さいたま市議会基本条例(素案)への意見等と特別委員会の見解について

「条例全体」について

【意見等の内容】

そもそも条例にする必要がよく分からないが、何か規制するものなのか？

【特別委員会としての見解】

現在、地方分権の進展に伴い、議会にも自らを改革しようという機運が高まっており、この機会を逃すことなく、また、後戻りさせないためにも、自らの存在意義を見定め、自らが改革の方向性を示し、その流れを確実にして、真に市民の負託に応える「開かれた議会」「自立した議会」を実現するために、議会や議員の責任、活動、組織、運営等について、議会自らの意思となる条例で、自律的に定めようとするものです。

議会基本条例(素案)には、議会や議員の責務の規定を設けていますが罰則等の規定は設けていません。これは、さいたま市議会における議会及び議員が守るべき紳士協定のようなものではなく、条例というきちんとした形で規範化・ルール化することで、市民の皆さんの監視の下に、さいたま市議会が目指す議会改革が、より確固としたものとなるよう自らに課すこととしているためです。

【補足説明】

議会に関する条例や規則には、「会議規則」「傍聴規則」「委員会条例」などがありますが、これらは、議会の本会議や委員会を手続的に誤ることなく、効率的に運用していくことを主眼として定められています。

極端に言えば、それらに従ってさえいけば、議会は、そつなく動きます。

しかし、これらの条例などには、何故そうするのか、どうしてそう定めているのかといった理由は書いてありません。

議会は、日本の憲法にも「議事機関」として、都道府県や市町村に設置することと規定されているにもかかわらず、法律や市の条例などには、何故議会があるのか、どうして議会は提出されたいろいろな議案を調べて、市の意思として決定する権限をもっているのか、といった議会の存在の根本的なところが明確にはなっていません。

現在、地方分権が推し進められ、議会の役割や果たすべき責務が改めて問われています。

少しずつ、しかし確実に議会を変えていこうという機運が高まっており、この「議会改革」の流れを逃すことなく、また、後戻りさせないためにも、議会の存在意義を見定め、議会や一人一人の議員の責務、活動の原則、本会議や委員会、市長等との関係などについて議会が主体的に解釈し、議会自らが改革の方向性を示し、「議会改革」の流れを確実なものとしなければならないと考えます。

真に市民の負託に応える、「開かれた議会」「自立した議会」を実現するために、議会や議員の責任、活動、組織、運営等について、議会自らの意思となる条例という形で、自律的に定めようとするものです。

「議会基本条例」は、今後、議会に関する条例、規則その他の規程を制定、改廃する際の、メルクマールとなるべき条例と位置付けています。

条例(素案)には、議会や議員の責務の規定を設けていますが罰則等の規定は設けていません。

これは、さいたま市議会における議会及び議員が守るべき紳士協定のようなものではなく、条例として市民の皆さんにお示しすることにより、さいたま市議会が目指す議会改革が、より確固としたものとなることを自らに課することとなります。

「条例全体」について

【意見等の内容】

議会は、自ら政策立案・条例制定を積極的にするという内容が欠けている。何故なら、議会は、議会自ら政策立案・提言することが大切であり、意見書や付帯決議だけでなく、議員立法制定が議会には必要である。(自治法96条)

これが規定されていないのは、画竜点睛を欠くと言わざるを得ない。

議員自ら考え、条例を制定することの本質を忘れてはならない。このことが必ず議会の活性化につながるはず。

【特別委員会としての見解】

ご意見をいただいた「政策立案・条例制定」ですが、「政策形成機能」にその趣旨を含ませることとして、他の備えるべき機能と併せて、前文において政策形成機能の強化について述べるほか、第4条では議会の活動原則として、第14条では政策形成機能の強化のための学識経験者等の活用などとして定めています。

「政策立案・条例制定」につきましては、今後、議会が果たすべき役割の重要な、欠かすことのできないものであることと認識していますが、それだけを議会が果たしていけばよい、ということではなく、議会には、多くの機能を備えてその役割を果たしていくことも求められています。

しかし、地方分権の進展に伴う議会の役割として、今後、特に議会自ら「条例を制定」という立法面の充実が期待されることから、これを具体的に明示するために、第4条を修正することとします。(下線部分が修正箇所となります。)

『

(議会の活動)

第4条 議会は、次に掲げる原則に従い活動するものとする。

___ 条例の制定を通じて自治立法権を有効に発揮するとともに、意見書の提出、決議等により積極的に政策の形成、政策の提言等を行うこと。

___ 市政に関する課題に的確かつ迅速に対応するため、活発な質疑及び質問並びに調査研究を通じて市長等の事務(第22条第2項に規定する市長等の事務をいう。第11条、第18条及び第24条において同じ。)を監視し、政策の効果を適切に評価すること。

___ 議決機関として活発な議論を通じ、市民の意見の調整を行い、政策の決定を図ること。

___ 内外の社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するため、調査機能の向上に努め、市民の視点に立った政策を形成すること。

___ 第7条第1項の本会議、第8条第1項の委員会その他この条例の規定により置く会議において、議員相互間の議論を行う___
___ こと。

___ 議会への理解と信頼の向上のため、議会運営の透明性を確保するとともに、議会の諸活動を市民に説明すること。

___ 議会の組織の編成に当たっては、その時々々の市政に関する課題に応じ、柔軟かつ弾力的な運営が可能となるようにすること。

』

【補足説明】

ご意見をいただいた「政策立案・条例制定」については、「政策形成機能」に含まれるものとして、前文においてその強化について述べているほか、第4条第4号（新しく同条第1号となります）では政策の形成を積極的に行うことを議会の活動原則として規定し、第14条では議会による政策形成機能の強化に資するために学識経験を有する者等の活用について定めています。また、第24条で議会自ら行う政策の形成に資するため、市長等に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができることとしています。

議会による「政策立案・条例制定」は、今後、議会が果たすべき役割の重要な、欠かすことのできないものであることと認識しており、上記のように「政策形成」に係る規定を条例に盛り込んでいます。

議会が果たしていくべき機能は、「政策立案・条例制定」だけに限られず、市長等の行う政策や個別の事務事業が適正なのか、妥当に行われたのかについて監視することや、多種多様な意見を聴いた上で、様々な角度や視点から検討を加え、提出された議案を修正したり、独自に提言を行うなど、多くの発揮すべき機能と確実に果たしていくべき役割が求められています。

ただし、「政策立案・条例制定」につきましては、地方分権の進展に伴い議会に求められる役割を果たしていくためには、今後、議会自ら「条例を制定」という立法面の充実が特に期待されることから、これを具体的に明示するために、第4条を修正することとします。

「条例全体」について

【意見等の内容】

地方自治法に規定されている条項を、今回の基本条例に組み入れている内容は、何故特別に入れたかの理由が欲しい。すべての自治法を組み入れている訳ではないので、特別に組み入れた趣旨、理由がどこかに欲しい。

単なる説明だけでは、この基本条例の作った意味合いがわからない。

【特別委員会としての見解】

議会基本条例は、地方分権の進展に伴い、議会にも改革が必要とされていることから、その流れを確実に捉え、真に市民の負託に応える「開かれた議会」「自立した議会」を実現するために、議会や議員の責任、活動、組織、運営等について、議会自らの意思となる条例という形で、自律的に定めようとするものです。

条例（素案）の全体を検討する過程では、私たち議員を選出した市民の方にとっても、わかりやすい表現となるように努めてきました。法の規定を引用しているものとそうでないものとの区別は、議会という機関のあり方を考えた上で、必要と考えた事項を盛り込んでいった結果、このような形となったものです。

理念的・抽象的なものに内容が偏ることなく、多くの人に議会に対する理解を深めていただけるよう、法律の規定の有無にかかわらず、必要と考えた事項について条例に規定を設けました。

地方自治法に定める手続的・細目的な事項は、他の条例や議会の制定する規則で具体的に明文化されるものもあります。

したがって、現在の条例（素案）のとおりとさせていただきます。

【補足説明】

地方分権が推し進められ、議会の役割や果たすべき責務が改めて問われています。

議会を変えていこうという機運が高まり、この「議会改革」という流れを確実なものとしなければなりません。

真に市民の負託に応える、「開かれた議会」「自立した議会」を実現するために、議会や議員の責任、活動、組織、運営等について、議会自らの意思となる条例という形で、自律的に定めていこうとするものです。

この議会基本条例（素案）の検討に当たっては、地方自治法の規定の趣旨を、さいたま市議会の在るべき姿等を勘案して、私たち議員を選出した市民の皆さんにもわかりやすい表現となるように努めることとしました。法の規定を引用しているものとそうでないものとの区別は、議会という機関のあり方を示す上で、条例全体の構成を考えた結果このような形となったものです。

この条例は、議会や議員に求められる役割・責務について明らかにし、そのあるべき姿を実現することで、市民福祉の向上と市の健全な発展を実現していくことを目的として定めていこうとするものです。

議会や議員としての役割を果たしていく上で、また、責任を全うしていく上で最も基本となる事項、必要と考える事項について、法律に書いてあるかどうかにかかわらず、お示しするようにしています。

内容が理念的・抽象的なものばかりでは、私たち議会側の人間にとっては分かるかもしれませんが、市民の皆さんのご理解をいただく上では十分ではないかもしれない、そのようなことから、

議会というものの理解を深めていただけるよう、法律の規定の有無にかかわらず、必要と考えた事項について条例に規定を設けたものです。

なお、地方自治法に定める手続的・細目的な事項は、他の条例や議会の制定する規則で明文化されるものもあります。

「前文」について

【意見等の内容】

前文で「監視」「調査」「政策形成機能」の強化とある。しかし議会は議決する機関であって、肝心の「責任を持って決定する機能」を前文で明らかにするべき。

【特別委員会としての見解】

議会に求められる機能として「監視機能」「調査機能」「政策形成機能」を前文で掲げました。これらの機能を発揮することが、議会の最終意思決定権能を適切に発揮するために必要不可欠であると考えたものです。

いただいたご意見につきましては、「決定する」という権限をより明確に示すため、以下のとおり前文にある段落を組み替えるとともに、加筆することとします。（下線部分が修正箇所となります。）

『

（前文）

さいたま市議会は、指定都市の議会として、市民の多様かつ広範な意見を把握し、市の意思や政策に適切に反映させていく使命を担っている。

議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関に対して抑制と均衡の関係にあり、その自主と自立の実現が不可欠である。

真の分権社会を実現し、市民を取り巻く多くの課題を解決するためには、それらに的確に対応できる自治立法権、自治行政権及び自治財政権を備えた「地方政府」の確立が必要である。

よって、さいたま市議会は、市の意思を決定する機関として、日本国憲法で保障する主権在民の原理と、直接選挙により選ばれた民主的正当性にに基づき、その果たすべき責務を明らかにし、監視機能、調査機能、政策形成機能などを強化し、揺るぎない地方政府を確立することを通じ、市民福祉の向上と市の健全な発展を実現することを決意し、この条例を制定する。

』

【補足説明】

地方議会における監視機能、調査機能及び政策形成機能の強化については、地方制度調査会の答申においてもいわれているものであり、前文のみならずこの条例全般においていたるところで規定しているところです。

議会は責任を持って決定する機関であることはご指摘のとおりであり、第2条で、議会は様々な解決の方策の中から市民福祉の向上と市の発展のための適切な選択をすることを議会の責務として規定しています。また、第4条第2号（新しく同条第3号となります）では議決機関として活発な議論を通じ、市民の意見の調整を行い、政策の決定を図ることを議会の活動の原則として規定しています。

議会・議員は、市民の皆さんに対して、議論の過程、議決に至った経緯や議決の必要性などを説明できるよう議案を審議していくことが要求されています。

議会が市民の代表機関であること、市の意思を決定する責任ある機関であることを前文に明示することとして、前文にある段落を組み替えるとともに、加筆することとします。

「前文」について

【意見等の内容】

市議会が、さいたま市における唯一の議事機関（憲法93条制定）であることを、前文にいれるべき。

何故なら、今後自治基本条例の制定が検討されるが、議会基本条例との関係・位置づけを明確にするためにも、議会での議事機関として最高の意思決定機関であることや議会が本市における唯一の議事機関というステータスは議会にとっても重要であると考えるので。

【特別委員会としての見解】

議会が「最高の意思決定機関である」というご意見につきましては、議会の高い市民代表制を示すことと併せて、議会が最終意思の決定機関であることを条例全体を見渡す上での基本的視点として強調するため、以下のとおり前文にある段落を組み替えるとともに、加筆することとします。（下線部分が修正箇所となります。）

『

（前文）

さいたま市議会は、指定都市の議会として、市民の多様かつ広範な意見を把握し、市の意思や政策に適切に反映させていく使命を担っている。

議会は、二代表制の下、市長その他の執行機関に対して抑制と均衡の関係にあり、その自主と自立の実現が不可欠である。

真の分権社会を実現し、市民を取り巻く多くの課題を解決するためには、それらに的確に対応できる自治立法権、自治行政権及び自治財政権を備えた「地方政府」の確立が必要である。

よって、さいたま市議会は、市の意思を決定する機関として、日本国憲法で保障する主権在民の原理と、直接選挙により選ばれた民主的正当性にに基づき、その果たすべき責務を明らかにし、監視機能、調査機能、政策形成機能などを強化し、揺るぎない地方政府を確立することを通じ、市民福祉の向上と市の健全な発展を実現することを決意し、この条例を制定する。

』

【補足説明】

国における国会が「国権の最高機関」であり「国の唯一の立法機関」と位置付けられていることに対し、地方公共団体における議会にはそのような規定はありません。憲法第93条は、地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する、と規定するとどまっています。

しかし、地方議会は、条例、予算案等を議決する最終意思決定機関ではありますが、市長提出議案を議決するだけの単なる追認機関であってはならず、市の政策を監視又は調査し、時には市長提出議案を修正し、あるいは議会自ら議案を提出することなどにより、議会活動の活性化を図っていく必要があります。

以上のことから、条例（素案）では、市長等の事務に対する監視機能、調査機能の強化について定め（第4条、第22条～第24条ほか）、市長その他の執行機関との適切な関係を図っていくとするものです。

いただいたご意見については、条例（素案）中に、さいたま市の「最終意思決定機関」としての位置付けを明確に示している条項がないことから、条例の制定趣旨や目的、活動の原則といった基本的事項の前提として、前文の段落を組み替えるとともに、文言を加筆することとします。

「前文」について

【意見等の内容】

前文（素案では、この見出しが抜けてましたが）の下から2行目の「地方政府を確立することを通じ、」の後に、「さいたま市議会基本条例制定に関する決議文」から引用して、「真の住民の信託に応える、開かれた議会、自立した議会」の部分を追加する。

【特別委員会としての見解】

ご意見をいただいた「地方政府」は、さいたま市という地方公共団体が「自治立法権」「自治行政権」及び「自治財政権」を備えたものとして確立されることを指したものとなります。議会の側からは、その責務を果たすことなどを通して、さいたま市が確固たる「地方政府」となるように尽力しようということであり、市全体を見据えた規定となります。

以上のとおり、いただいたご意見につきましては、文章のつながりから、現在の条例（素案）のとおりとさせていただきます。

なお、「見出し」は、条文の内容を簡潔に表現することで、条文の規定している内容の理解と検索の便に供しようとするものですので、法制上は前文には付けないとされます。

【補足説明】

この条例の最終的な目的は、市民福祉の向上と市の健全な発展としています。

追加するべきとしてご意見をいただいた内容は、条例の目的の実現のために各条文にその趣旨を規定しており、前文においては「議会の責務」に含めたものとなります。

前文の最後の段落にある「(揺るぎない)地方政府」は、さいたま市という地方公共団体が「自治立法権」「自治行政権」及び「自治財政権」を備えたものとして確立されたものを指しています。

議会の側からは、その責務を果たすことで、さいたま市が確固とした「地方政府」となるように尽力しようということであり、議会だけではなく、市全体を見据えた規定となります。

このことから、いただいたご意見につきましては、文章のつながりから、現行の条例（素案）のとおりとさせていただきます。

なお、「住民の信託に応える（議会）」については各個別の条文において、「開かれた議会」については第17条から第21条までにおいて、「自立した議会」については前文及び各個別の条文において、その趣旨を規定しているところです。

「前文」について

【意見等の内容】 「前文」について

指定市の市議会として、との表現があるが、一般市と指定市の市議会のありようの相違や特長が定義されていないので、指定市の市議会とあえて述べている意図がわからない。

【特別委員会としての見解】

ご意見をいただいた「一般市と指定都市の市議会のありようの相違や特徴が定義されていない」という件ですが、指定都市になることで議会の権能自体が特別に変わるということではなく、市長等の執行機関側について大きな権能の拡大が認められることになることから、具体的な特徴を示す表現は入れていません。

しかし、市民の皆さんからのさいたま市や議会に対する意見や要望は、一般市であったときに比べて確実に多様かつ広範なものとなってきています。

それに応じていけるよう、その責任の大きさ、果たすべき役割の重大さを改めて確認することとして、「指定都市の議会として」と規定したものととなります。

指定都市と一般市の大きな違いとしては、指定都市には「区」が置かれることが挙げられますが、その「区」と議員の関係につきましては、条例（素案）第26条で規定し、今後、議会・議員と「区」との関係について、具体的・個別的な検討を重ねていくこととなります。

【補足説明】

ご意見をいただいた、「一般市と指定都市の市議会のありようの相違や特徴が定義されていない」という件ですが、議会の権能が特別に変わるということではなく、市長等の執行機関側に大きな権能の拡大が認められることになることから、指定都市の議会について具体的な特徴を示す規定は入れておりません。

「政令指定都市」（地方自治法では「指定都市」と規定されています。）は、人口や面積が相当の規模を有し、行政能力も都道府県と比肩できるような市については、都道府県の守備範囲としている事務と、それに見合う財源を配分し、通常の「都道府県 - 市町村」という二層構造とは異なった制度を採用するものとなります。

これは、行政の二重監督・二重行政を避け、大都市として統一的・効率的に運営していくことで、合理的な運営と自由な発展を実現していくことを図るためと考えられています。

さいたま市は、旧浦和市、旧大宮市及び旧与野市との合併を経て政令指定都市となり、その後旧岩槻市とも合併して市域が格段に拡大し、今や120万人を超える人口を抱える大都市へと変貌を遂げました。これに伴い、市民からの市（議会）に対する意見・要望も従来に比べて確実に多様かつ広範なものとなってきています。

これらの状況を踏まえ、このような多様かつ広範な市民意見を的確に把握し、市の意思や政策に適切に反映させていくことを、指定都市の機関であるさいたま市議会の責務と見定め、その責任の大きさ、果たすべき役割の重大さを自ら改めて確認していこう、再認識しようということから「指定都市の議会として」と規定したものです。

指定都市と一般市の大きな違いとしては、指定都市には「区」が置かれ、市民に身近な「区」において行政が進められることが挙げられますが、その「区」と議員の関係につきましては、条例（素案）第26条で「区行政との関係」として規定しています。今後は、議会・議員と「区」との関係のあり方について、具体的・個別的な検討を重ねていくこととなります。

「前文」について

【意見等の内容】 「前文」について

真の分権社会と「地方政府」の確立という概念形成の歴史的コンテキストの相違を無視しており、さいたま市議会ではどちらに重きを置こうとしているのかわからない。単に並列させているだけでは、議会改革の方向性がわからなくなってしまうのではないか。

【特別委員会としての見解】

前文においては、「地方政府」を確立することにより「真の分権社会」を実現していこう、その実現の成果として市民生活の中にある多くの課題を解決していこう、ということを述べたもので、単に並列したものではありません。

【補足説明】

前文においては、「地方政府」を確立することにより「真の分権社会」を実現していこう、その実現の成果として市民生活の中にある多くの課題を解決していこう、ということを述べたもので、単に並列したものではありません。

この「地方政府」という用語は、国の地方分権改革推進委員会の答申に見られるもので、同委員会の第1次、第2次及び第4次の答申のサブタイトルにも用いられています。

地方分権が進展する中、自治立法権、自治行政権、自治財政権を具備する「地方政府」は、「中央政府」と対等・平等の関係の上に立つ、地方公共団体が目指す姿を示すにふさわしい表現であると考えます。

自治立法権、自治行政権及び自治財政権を備えた「地方政府」を確立することにより、真の分権社会を実現することが地方議会に強く要請されていると認識しています。

「前文」について

【意見等の内容】 「前文」について

二元代表制の下と表記しているが、市長その他の執行機関に対しての市議会の立場、役割が具体的に書いてあるので、この用語は不要なのではないか。

先日の「オープン議会」の折、牛山氏は、この用語について、何か地方の自治の制度的な意味合いを与えておらず、単に、「工学的に見れば」と説明していた通りであり、政治工学的な用語であるならば、使用する必然性に乏しい。

【特別委員会としての見解】

前文の持つ役割として、条例の趣旨、目的を明確にさせ、条文全体の解釈を容易にさせることにあることから、前文において二元代表制について言及し、「第6章 市長等との関係」の解釈の一助となるようにしたものととなります。

したがいまして、現行の条例（素案）のとおりとさせていただきます。

なお、オープン議会の講演では「講学的」として講演者が使用したものと理解しました。

学問的に「地方自治」というものをより深く理解していく上での考え方を指し、市民を代表する二つの機関のうちの一つである議会の重要性について講演されたものと受けとめています。

また、近年の地方分権の進展に伴う議会のあり方についての議論の中でも、「二元代表制」は、地方議会のあり方を考えていく上での重要な言葉と考えています。

【補足説明】

前文の持つ役割として、条例の趣旨、目的を明確にさせ、条文全体の解釈を容易にさせることがあることから、前文において二元代表制について言及し、「第6章 市長等との関係」の解釈の一助となるようにしたものととなります。

地方分権の進展に伴い、地方議会の在り方が問われている中で、議会が単に市長等の執行機関の追認機関ということではなく、市長と同じく住民による直接選挙で選ばれた、住民の代表機関であることを強く自覚し、市長等の執行機関と「抑制と均衡の関係」を保っていくためには、自主・自立した議会の実現が不可欠であることから、「二元代表制」について触れています。

なお、オープン議会の講演では「講学的」として講演者が使用したものと理解しました。

これは、学問として「地方自治」というものに触れ、これをより深く理解していく上での考え方を指すということ、その上で市民を代表する二つの機関のうちの一つである議会の重要性について講演されたものと受けとめています。

また、近年の地方分権の進展に伴う議会のあり方についての議論においても、「二元代表制」の意義や重要性が多く見られるようになってきており、これからの地方議会のあり方を考えていく上での重要なポイントとなる言葉と考えています。

「前文」について

【意見等の内容】 「前文」について

さいたま市議会は、その果たすべき責務を明らかにし、・・・

地方議会の果たすべき責務とは、第一に地方自治法で規定されている機能をまっとうすることの関係で定義すべきであり、それを踏まえて補足的な役割を位置づけて記述すべきである。

【特別委員会としての見解】

ご意見にあるとおり、地方自治法に規定されている地方議会に係る規定の遵守は強く認識しています。

その一方で、日本国憲法や地方自治法、市の条例などには、何故議会があるのか、どうして議会は提出されたいろいろな議案を調べて、市の意思として決定する権限をもっているのか、といった議会の存在の根本的なところが明確にされていないことから、議会の存在意義を見定め、議会や個々の議員の責務を始めとして、活動の原則や市長との関係などについて議会が主体的に解釈し、必要となる自己実現・自己改革の方向を明らかにするための条例となるものです。

したがって、現行の条例（素案）のとおりとさせていただきます。

【補足説明】

議会に関する条例や規則には、「会議規則」「傍聴規則」「委員会条例」などがありますが、これらは、議会の本会議や委員会を手続的に誤ることなく、効率的に運用していくことを主眼として定められています。

極端に言えば、それらに従ってさえいけば、議会は、そつなく動きます。

しかし、これらの条例などには、何故そうするのか、どうしてそう定めているのかといった理由は書いてありません。

議会は、日本の憲法にも「議事機関」として、都道府県や市町村に設置することと規定されているにもかかわらず、法律や市の条例などには、何故議会があるのか、どうして議会は提出されたいろいろな議案を調べて、市の意思として決定する権限をもっているのか、といった議会の存在の根本的なところが明確にはなっていません。

現在、地方分権が推し進められ、議会の役割や果たすべき責務が、改めて問われています。

少しずつ、しかし確実に議会を変えていこうという機運が高まっており、この流れを確実なものとし、後戻りさせないためにも、自らの存在意義を見定め、議会や個々の議員の責務や活動の原則、本会議や委員会、市長等との関係などについて議会が主体的に解釈し、必要となる自己実現・自己改革の方向を明らかにするため、条例を制定することとしたものです。

「前文」について

【意見等の内容】 「前文」について

「前文」の一番の問題点として、「オープン議会」の時、市民側からの質疑の際にも指摘されていたが、わざわざ、時間をかけてなぜ「市議会基本条例」を作るのか？という問題意識が提示されていないことである。

市議会にこれまでどんな問題があったのか。いまどのような課題があるのか。

そして、「市議会基本条例」をつくることによって、どんな課題や問題が解決されるのか。これまでの市議会の歴史的総括、それに基づく展望として提示されていないので、「市議会基本条例」の提起自体に市民は積極的な意味を見出せないのである。

【特別委員会としての見解】

地方分権の進展に伴い、議会にも自らを改革しようという機運が高まっています。この「議会改革」の機会を逃すことなく、また、後戻りさせないためにも、自らの存在意義を見定め、自らが改革の方向性を示し、その流れを確実にして、真に市民の負託に応える「開かれた議会」「自立した議会」を実現するために、議会自らの意思となる条例で自律的に定めようとするものです。

ご意見のとおり、個別的な、また具体的な課題はこれまでありましたが、今後も発生してくるものと思われませんが、それらに適切に対処していく上での方向付けとなるよう、議会基本条例をしっかりと作り上げていきたいと考えます。

【補足説明】

議会に関する条例や規則には、「会議規則」「傍聴規則」「委員会条例」などがありますが、これらは、議会の本会議や委員会を手続的に誤ることなく、効率的に運用していくことを主眼として定められています。

しかし、これらの条例などには、何故そうするのか、どうしてそう定めているのかといった理由は書いてありません。

議会は、日本の憲法にも「議事機関」として、都道府県や市町村に設置することと規定されているにもかかわらず、法律や市の条例などには、何故議会があるのか、どうして議会は提出されたいろいろな議案を調べて、市の意思として決定する権限をもっているのか、といった議会の存在の根本的なところが明確にはなっていません。

現在、地方分権が推し進められ、議会の役割や果たすべき責務が、改めて問われています。

さいたま市議会においても、政務調査費の使途基準の明確化と外部者によるチェックの導入、常任委員会の再編による委員会運営の見直し、参考人制度の積極的活用、議員定数の見直しなど、議会改革を推進してきました。

少しずつ、しかし確実に議会を変えていこうという機運が高まっており、この「議会改革」の流れを逃すことなく、また、後戻りさせないためにも、議会の存在意義を見定め、議会や一人一人の議員の責務、活動の原則、本会議や委員会、市長等との関係などについて議会が主体的に解釈し、議会自らが改革の方向性を示し、「議会改革」の流れを確かなものとし、真に市民の負託に応える「開かれた議会」「自立した議会」を実現するために、議会や議員の責任、活動、組織、活動等について、議会自らの意思となる条例という形で、自律的に定めていこうとするものです。

ご意見のとおり、個別的な、また具体的な課題はこれまでありましたが、今後も発生してくるものと思われませんが、それらに適切に対処していく上での方向付けとなるよう、議会基本条例をしっかりと作り上げていきたいと考えます。

「第5章 市民の議会」について

【意見等の内容】

川崎市など他の自治体にはない特徴のある条例とすることが望ましい。

その1つとして、市民あつての議会であることから「第5章 市民の議会」の規定をトップに位置づけてはどうか。

【特別委員会としての見解】

ご意見をいただいた「市民あつての議会である」という件につきましては、市民の皆さんから負託を受けた議員で構成される議会の高い市民代表性を示すことと併せて、議会が市の最終意思の決定機関であることを条例全体を見渡す上での基本的視点であることを強調するため、以下のとおり前文を修正することとします。（下線部分が修正箇所となります。）

『

（前文）

さいたま市議会は、指定都市の議会として、市民の多様かつ広範な意見を把握し、市の意思や政策に適切に反映させていく使命を担っている。

議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関に対して抑制と均衡の関係にあり、その自主と自立の実現が不可欠である。

真の分権社会を実現し、市民を取り巻く多くの課題を解決するためには、それらに的確に対応できる自治立法権、自治行政権及び自治財政権を備えた「地方政府」の確立が必要である。

よって、さいたま市議会は、市の意思を決定する機関として、日本国憲法で保障する主権在民の原理と、直接選挙により選ばれた民主的正当性に基づき、その果たすべき責務を明らかにし、監視機能、調査機能、政策形成機能などを強化し、揺るぎない地方政府を確立することを通じ、市民福祉の向上と市の健全な発展を実現することを決意し、この条例を制定する。

』

【補足説明】

市が制定する条例や規則などの例規は、広い意味では国の法体系の一部を形成するもので、その条文の構成も、既にある国の立法例にならい、体系的で分かりやすいものとしています。

そして、法令の一般的な規定の順序は、

総則的規定（全体に通じる総則的事項や基本的事項）

実体的規定（その法令の目的を実現するための実体的事項）

雑則的規定（実体的規定に付属する手続的・技術的事項）

罰則規定

附則（施行期日や経過措置などの付随的な事項）

とされています。

この「議会基本条例（素案）」は、市民の皆さんから選ばれた議員で構成する議会が、自らその在り方を見定め、果たすべき役割・責務を認識し、及び実践していくことで、市民福祉の向上と市の健全な発展という最終目的を達成していくために定めようとするものです。

条例（素案）の第1条において目的を明確にした上で、この目的達成のための、議会自身の在り方、議会が担う責務、議会が活動していく上での行動原則など、自らに対して何を課すのか、

どんなルールを定めてどうコントロールしていくのか、といった基本事項をまず定め、その後にその個別の手続的・具体的となる基本事項を定めています。

「第5章 市民の議会」は、議会の高い市民代表性を踏まえ、市民の皆さんによる参画機会の提供に努めることを筆頭に、広聴、傍聴、広報、会議録などの手法を、議会の立場から具体的に規定したものとなります。

いただいたご意見につきましては、市民の皆さんから選ばれた議員、負託を受けた議員で構成される議会の高い市民代表性を示すことと併せて、議会が市の最終意思の決定機関であることを条例全体を見渡す上での基本的視点として強調するべく、前文の段落を組み替え、加筆することとします。

「第5章 市民の議会」について

【意見等の内容】

第5章「市民の議会」を、第1章「市民に開かれた議会」に変更する。
したがって、第17条から第21条までを第1条から第5条として、より主体・主役の市民の位置をまず確認する。したがって、第17条（第1条）を次のとおり変更する。

（市民の参画）

第1条 さいたま市議会（以下「議会」という。）は主体、主権者である市民に開かれた議会とする。議会は、市民の代表者で構成する機関であることを踏まえ、自ら行う政策の形成の過程において市民が参画できる機会の提供及び市民の権利としての陳情、請願にも応えるものとする。

【特別委員会としての見解】

いただいたご意見の趣旨を踏まえ、市民の主体性と議会の高い市民代表性を示すため、以下のとおり前文にある段落の組み換えと加筆をすることとします。（下線部分が修正箇所となります。）
なお、条例（素案）における第5章の位置については、現行のとおりとさせていただきます。

『

（前文）

さいたま市議会は、指定都市の議会として、市民の多様かつ広範な意見を把握し、市の意思や政策に適切に反映させていく使命を担っている。

議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関に対して抑制と均衡の関係にあり、その自主と自立の実現が不可欠である。

真の分権社会を実現し、市民を取り巻く多くの課題を解決するためには、それらに的確に対応できる自治立法権、自治行政権及び自治財政権を備えた「地方政府」の確立が必要である。

よって、さいたま市議会は、市の意思を決定する機関として、日本国憲法で保障する主権在民の原理と、直接選挙により選ばれた民主的正当性にに基づき、その果たすべき責務を明らかにし、監視機能、調査機能、政策形成機能などを強化し、揺るぎない地方政府を確立することを通じ、市民福祉の向上と市の健全な発展を実現することを決意し、この条例を制定する。

』

【補足説明】

市が制定する条例や規則などの例規は、広い意味では国の法体系の一部を形成するものであるので、その条文の構成も、既にある国の立法例にならい、体系的で分かりやすいものとしています。

そして、法令の一般的な規定の順序は、

総則的規定（全体に通じる総則的事項や基本的事項）

実体的規定（その法令の目的を実現するための実体的事項）

雑則的規定（実体的規定に付属する手続的・技術的事項）

罰則規定

附則（施行期日や経過措置などの付随的な事項）

とされています。

この「議会基本条例（素案）」は、市民の皆さんから選ばれた議員で構成する議会が、自らその在り方を見定め、果たすべき役割・責務を認識し、及び実践していくことで、市民福祉の向上と市の健全な発展という最終目的を達成していくために定めようとするものです。

条例（素案）の第1条において目的を明確にした上で、この目的達成のための、議会自身の在り方、議会が担う責務、議会が活動していく上での行動原則など、自らに対して何を課すのか、どんなルールを定めてどうコントロールしていくのか、といった基本事項をまず定め、その後にその個別の手続的・具体的となる基本事項を定めています。

「第5章 市民の議会」は、議会の高い市民代表性を踏まえ、市民の皆さんによる参画機会の提供に努めることを筆頭に、広聴、傍聴、広報、会議録などの手法を、議会の立場から具体的に規定したものとします。

いただいたご意見につきましては、市民の皆さんから選ばれた議員、負託を受けた議員で構成される議会であること、議会が市の最終意思の決定機関であることを条例全体を見渡す上での基本的視点として強調するべく、前文の段落を組み替え、加筆することとします。

「第5章 市民の議会」について

【意見等の内容】 第5章 市民の議会（市民の参画）について

市民の参画とは、この条文では、第18条、自ら行う政策の形成の過程において市民が参画できる機会の提供に努めなければならない。としている。

これは、明らかな欺瞞である。

まず、はっきりさせておきたいが、市議会への市民の参画の意味は、市議会の権能・機能への参画でなければ、何の意味も無いのである。

地方自治法にある議会請願・陳情に対するさいたま市議会の現状の運営は、形式はともかく実質的な市民の自由な請願権を制限している現状をなんら省みていないのである。

しかも、この案文の以下は、第18条（広聴）、第19条（傍聴等）、第20条（広報）、第21条（会議録等）などとしており、戦前ではあるまいし、この程度をわざわざ書き込むほどではないだろう。

実質的な市民の関与できる内容に改めるべきである。

【特別委員会としての見解】

ご意見をいただいた「市民の参画」ですが、我が国の地方議会は「代表民主制」を採用しており、住民から直接に選挙された議員により構成される高い市民代表性を備えた機関として議決権などの権能が認められています。

多種多様な意見を把握し、様々な問題点をあらゆる角度・視点から検討をしていくために、議会として意思決定をしていく過程で、様々な考え方や利益を考慮していくことが、議会の責務となり、議会に認められる意思決定の権能を適切に行使すること、そしてその結果に対して責任を負うということが、市民の皆さんを代表する議員とその議員で構成する議会の使命と考えます。

また、広聴、傍聴、広報、会議録等は、市民が市議会に参画する上で保障していく上での最も基本であり、議会における基本的な事項を定める議会基本条例においても大変重要であるものと認識しています。

したがいまして、現在の条例（素案）のとおりとさせていただきます。

【補足説明】

我が国の地方議会は「代表民主制」を採用しており、住民から直接に選挙された議員により地方公共団体の議事機関となる議会を構成しています。

この議会には、地域住民の多種多様な意思と利益を代表する高い「市民代表性」を備えていることから、市の最終意思を決定する議決権などの権能が認められています。

多種多様な意見を把握し、様々な問題点をあらゆる角度・視点から検討をしていくために、議会として意思決定をしていく過程で、様々な考え方や利益を考慮していくこと、特定の利益や主張に偏った判断をしないようにすることが、議会の責務となります。

議会に認められる意思決定の権能を適切に行使すること、そしてその結果に対して責任を負うということが、市民の皆さんを代表する議員とその議員で構成する議会の使命と考えます。

「市民の参画」について述べている第17条の規定の趣旨は、議会による政策の形成の過程において、その政策が市民の意見から離反していないか、政策として妥当であるかについて検証することが重要であるとの認識の下、議会に対する信頼を確保する観点からも、市民の参画の機会を多く設けていこうとするものとなります。

この条例（素案）の検討過程においては、パブリック・コメントや公聴会・参考人制度などの

市民の参画手法などの具体的な内容を盛り込むかどうかについての議論もありましたが、条例に具体的に規定して参画の機会を固定化してしまうことのないよう条文をまとめました。

今後、個別のケースごと、事件の性格などに応じた市民参画のメニューを用意していくこと、その手法としてどのようなものが最もふさわしいかについて、議会の中で検討していくことを考えています。

また、第18条（広聴）、第19条（傍聴等）、第20条（広報）、第21条（会議録等）の規定は、市民が市議会に参画する上で保障していくべき事柄についての個別的规定であり、議会における基本的な事項を定める議会基本条例において市民に開かれた議会を実現するためにも大変重要であるものと認識しています。

なお、請願・陳情につきましては、憲法や地方自治法などの法令等で制度化されていることから条例（素案）には盛り込んでおりませんが、間接民主制という議会制度を補うために広く市民の皆さんに認められた、当然の権利と認識しています。

「第6章第26条 区行政との関係」について

【意見等の内容】

第26条（区行政との関係）を、もう少し市民の参画を取り入れる検討を。

【特別委員会としての見解】

第26条の規定の趣旨は、区の行政が市民生活に最も密着しており、区におけるまちづくりは非常に重要であることなどから、議会としても区行政における課題や問題点を把握して、具体的かつ個別的に検討する場を設けることができることとしたものです。

「区」は、指定都市において、市長の事務を効率的に行っていくために置かれるもので、そこで行われる事務権限も、原則として市長にあることから、議会として区の行政に積極的に関わっていこうという姿勢を条例で示すこととしたものです。

その具体的な内容や手法については、これまでも特別委員会の中で論議がありましたし、今後、議会の中で検討を重ねていくこととなります。

したがって、現行の条例（素案）のとおりとさせていただきます。

【補足説明】

第26条の規定の趣旨は、区の行政が市民生活に最も密着しており、区におけるまちづくりは非常に重要であることなどから、議会としても区行政における課題や問題点を把握して、具体的かつ個別的に検討する場を設けることができることとしたものとなります。

もともと「区」は、指定都市という広域の市において、市長の事務を効率的に行っていくために置かれるもので、そこで行われる事務権限も、原則として市長にありますので、議会の基本的事項を示す条例の中で、「市民の参画」を示すような具体的な内容を含む規定は設けておりません。

ただし、議会の議員は、この「区」から選挙されることとなっており、活動の基盤も「区」を中心とすることが多くなります。

そのような観点から、議会と区とのつながりをきちんと付けていこうということで、本条を規定化したものです。

議会がどのように区の行政とかかわっていくのか、「区行政との関係」につきましては、これまでも特別委員会の中で論議がありましたし、今後、具体的・個別的な内容や手法を検討することとなります。

「第7章第27条 定数」について

【意見等の内容】

第27条で、議員の定数は、自分たちだけで決めるのではなく、多くの市民の声を聴いて決定するべき。

【特別委員会としての見解】

議員の活動は様々であり、特に広い区域と多くの人口を抱える「指定都市」の場合、地域の問題点や課題は、時代の移り変わりや社会経済情勢の変化に従い、急激に変貌しつつあるといえます。

これらを的確・迅速に把握し、必要に応じて政策に反映していく上で市民と行政のパイプ役を果たすのが、一人一人の議員となります。

多種多様な意見を把握し、様々な問題点をあらゆる角度・視点から検討していくためには、特定の考え方や限られた人たちを代表する人たちだけが議員になるのではなく、様々な考え方や利益を代表する議員で構成する議会となるよう、議員の数も相応の規模が必要であると考えます。

【補足説明】

憲法や地方自治法などの法律は、議会を構成する議員の活動範囲を明確に定めておらず、また、裁判所の判例では、議員の公務としての活動は、定例会や臨時会といった本会議や委員会に出席したときだけ公務であるとしています。

しかし、実際には、議会の会議が開かれていないときも、議員は様々な活動を行っており、市民の皆さんからの意見や要望を聴いたり、地域の問題点や課題を洗い出して調べたり、市の行政のための調査や研究を行ったりして、議会の会議の場を離れた様々な活動をしています。

議員は、公務員ではありますが、特に命令をする上司がいませんし、働く場所や時間を指定されたりはしません。必要に応じてあらゆる場所や時間に出向き、市民の方とお話することもあります。

地域の問題点や課題は常に同じではなく、時代の移り変わりや社会経済情勢の変化に従い、変貌しつつあります。特に広い区域と多くの人口を抱える「指定都市」の場合には、それが顕著であるといえます。

これらを的確・迅速に把握し、必要に応じて政策に反映していく上で市民と行政のパイプ役を果たすのが、一人一人の議員となります。

多種多様な意見を把握し、様々な問題点をあらゆる角度・視点から検討をしていくためには、特定の考え方や限られた人たちを代表する人たちだけが議員になるのではなく、様々な考え方や利益を代表する議員で構成する議会となるよう、議員の数も相応の規模が必要であると考えます。

120万人を超える人口を擁するさいたま市の議員の定数は何人が妥当なのかは非常に難しい問題です。

これまでの議会制度の経緯や実際の議会運営を踏まえて現在の議員定数となっており、今後も、議会に求められる機能を備え、在るべき姿を実現していくために、市民の皆さんの意見も含めて検討を行い、適切な議員定数を見定めていくこととなります。

「第7章第28条 議員報酬、期末手当」について

【意見等の内容】

第28条の議員報酬や期末手当も、自分たちだけで決めるのではなく、多くの市民の声を聴いて決めるべき。

【特別委員会としての見解】

地方分権の進展による地方行政の役割の拡大に伴い、課題や問題点も比例して増大しています。それらに対応するため、議員としての活動範囲も広がり、現実には、議員という仕事の「専門化」が進んでいるといえます。

議員は、様々な立場・状況にある市民の皆さんの視点に立って物事を考え、判断していかなくてはなりません。

時間に余裕がある、財産もたくさんある人ばかりが議員となっては、偏った判断、バランスのとれない決定をしてしまう可能性があり、多種多様な意見を代表する性格を保持していくためにも、議員報酬等につきましては、議会・議員の担う役割の大きさ、市を取り巻く状況など、様々な観点を踏まえるとともに、第三者により構成される諮問機関の意見を受けながら決めていくこととなります。

【補足説明】

一人一人の議員は、様々な活動を行っています。

市民の皆さんからの意見や要望を聴いたり、地域の問題点や課題を洗い出して調べたり、市の行政のための調査や研究を行ったり、議会の会議の場を離れても、様々な活動をしています。

議員であると同時に他に仕事を持っている人もいますが、議員としての活動をしているときは、その仕事もすることができません。特に地方分権が進み、行政の果たすべき役割が広がってくると、それに伴う課題・問題点も比例して増大してきます。それらの解決のために、議員としての活動範囲は広がり、現実には、議員という仕事の「専門化」が進んでいるといえます。

議員は、市民の中から選挙されます。様々な立場・状況にある市民の皆さんの視点に立って物事を考え、判断していかなくてはなりません。

時間に余裕がある、財産もたくさんある人ばかりが議員となっては、偏った判断、バランスのとれない決定をしてしまう可能性が出てきます。

議員の報酬は高い、政務調査費は多過ぎると感覚的に感じている市民の方もいらっしゃると思いますが、拡大しつつある議員の活動範囲をカバーし、多種多様な意見を代表する性格を保持していくためのものとして、条文にあるとおり、議会・議員の担う役割の大きさ、市を取り巻く財政・社会経済状況などの様々な状況・観点を踏まえるとともに、第三者により構成される諮問機関の意見を受けながら決めていくこととなります。

「第9章第32条 議会図書室」について

【意見等の内容】

議会図書室については、議会の立法・法制にとっても重要なものである。

図書室を議会の調査研究資料の収集や整理するだけでなく、立法に必要な図書を収集という文言を入れたい。

図書に関しても、執行部からの関与はあるべきでない。

例えば、法律・法制に関する書籍は、議会独自で購入利用できなければ、議会による条例制定はできない。(図書に関しての予算の制限はあってはならない。)

【特別委員会としての見解】

ご意見をいただいた、議会による立法(議会自ら条例案を作成し、これを市の政策として決定・制定していくこと)は、非常に重要な任務であると認識しています。

ただし、議会に求められる役割、果たすべき機能は立法機能に限定されず、市の事務事業が適正に行われているかの監視機能や、市長提出議案の適否を判断するための調査機能なども求められています。

厳しい市の財政状況の中、限られた予算を有効に生かして、議会の持つべき多角的な機能を果たす上で必要となる図書資料の収集に努めていくこととなります。

したがいまして、現行の条例(素案)のとおりとさせていただきます。

【補足説明】

ご意見をいただいた、議会による立法、すなわち、議会自ら条例案を作成し、これを市の意思として決定・制定していくことは、これからの議会にとって非常に重要な任務であると認識しています。

ただし、議会には、市長が行う政策や事務事業が適正に実施されているのか、妥当であるのかを監視すること、また、議決機関として提案された議案に関する調査を行い、様々な角度・視点から検討を加え、市として最も適切な最終判断を行うことなども求められています。

すなわち、議会として備えるべき機能は立法に限られず、また、その機能を駆使して果たしていく役割は多角的となることを踏まえた上で、議会の図書室は図書資料を収集していくこととなります。

議会の立法・法制については、条例(素案)の前文において政策形成機能の強化に含ませているほか、第4条第4号(新しく同条第1号となります)において政策の形成を積極的に行うことを議会の活動原則として規定し、第14条では議会による政策形成機能の強化に資するために学識経験を有する者等の活用について定めています。また、第24条で議会自ら行う政策の形成に資するため、市長等に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができることとしています。

議会に求められる様々な機能を踏まえた上で、条例案の作成や提出された条例案を精査・修正していくための法令・法制事務に関する基礎的資料について順次整備を進めるとともに、判例や法律上の争点を紹介する資料を収集していくなど、限られた予算の中で効果的な議会活動をサポートできるよう、図書室の整備を図っていきたいと考えます。

なお、地方自治法上は、予算の編成及び執行に関する権限は、市長に専属するとされています。

【意見等の内容】

議決機関としてしっかりと決定を行うために、住民投票を取り入れるのも一つの手だと思うが、条例をつくる中で検討はしたのか。

【特別委員会としての見解】

この「議会基本条例（素案）」の検討過程において、「住民投票」を規定に盛り込むべきかの議論はありましたが、「住民投票」は直接民主制における住民参画の手法であることから、代表民主制・間接民主制を採る議会の基本的事項とは一線を画することとしました。その上で、第4条第5号（新しく同条第6号となります）では議会の諸活動を市民に説明することを議会の活動原則として、第15条第4号で議会における政策の決定の過程等について市民に説明することを議員の活動原則として規定しており、また、第17条では自ら行う政策の形成の過程において市民が参画できる機会の提供について規定しています。

これらの規定によって、市民の皆さんの意見を把握し、しっかりと議会としての意思を決定していくこととなります。

今後、議会が扱うケースごとに、事案の性格に応じた市民の皆さんの意見を確認するメニューを用意していくこと、その手法として、「住民投票」を含めてどのようなものが最もふさわしいかについて、その都度議会の中で検討していくこととなります。

【補足説明】

日本の地方議会は、代表民主制を採用しており、市長と議員は、それぞれが選挙で選出されることとなっています。

条例（素案）の検討過程において、「住民投票」を規定に盛り込むべきかの議論はありましたが、「住民投票」は直接民主制における住民参画の手法であることから、代表民主制・間接民主制を採る議会の基本的事項とは一線を画することとし、規定化を見送りました。

市長は一人しかいませんので、市の政策の考え方や事務の進め方について最終的に決定するのは市長になりますが、議会の場合、市の全域から選ばれた多種多様な意見や考え方を把握した上で活動する議員が決定していきます。その中では、多数派ではない、少数の意見を尊重する議員も当然に含まれてくることとなります。

複数の選択肢の中で、何が最も適当なのか、どのように進めたら一番妥当なのかを、少数意見も含めて議論して決定していくことが可能となり、そこに「合議機関」としての、様々な意見・主張を認める民主主義の下にある議会の存在意義があると考えます。

「住民投票」の場合、単なる「か×か、やるかやらないか」を二者択一的に選択する場合には有効かもしれませんが、その決定過程で議論をする余地、少数意見を聴く機会が十分に確保できないこととなります。

この「議会基本条例（素案）」を作っていく過程では、個別的・具体的な市民参画の手法までを検討してはませんが、今後、議会が扱うケースごとに、事案の性格に応じた市民の皆さんの意見を確認するメニューを用意していくこと、その手法として、「住民投票」を含めてどのようなものが最もふさわしいかについて、その都度議会の中で検討していくこととなります。

その他

【意見等の内容】

市長のマニフェストにさいたま市の憲法となる条例をつくるとあったが、これとの関係はどうなるのか。

【特別委員会としての見解】

市長のマニフェストにある「さいたま市の憲法となる条例」に対しては、その内容や趣旨が明らかになった段階で、議会の在り方や存在意義を損なうことのないことはもちろん、市民福祉の向上や市の発展に資するものであるよう、議会として意見や主張をしていくこととなります。

【補足説明】

市長のマニフェストにある「さいたま市の憲法となる条例」は、いわゆる「自治基本条例」のことと思われます。

市長のマニフェストでは、自治基本条例を3年以内に制定するとしており、現在、その準備を進めていることと思われます。

その自治基本条例については、いまのところ具体的な内容を把握していませんが、一般に「自治基本条例」として制定する場合には、議会も含めたさいたま市全体をターゲットにするものと考えられます。

条例の内容や趣旨が明らかになった段階で、「抑制と均衡」という議会と市長との間の関係の観点から、議会の在り方や存在意義を損なうことのないことはもちろん、市民福祉の向上や市の発展に資するものであるよう、議会として意見や主張をしていくこととなります。

その他

【意見等の内容】

この条例をこれまで検討してきた中で、どれだけの市民の声を聴いてきたのか？
この意見募集の期間を延ばして、もっとPRしたほうがいいと思うがどうか。

【特別委員会としての見解】

議会として、自ら考え、作り上げていこうとするこの条例については、一定の形を整えた上で、市民の皆さんにお示しし、意見をいただこうということから、「条例議案」として正式な議会の場で審議する前に、パブリック・コメントを実施しました。

さいたま市においてパブリック・コメントを行う場合には、原則として1か月以上の意見募集の期間を設けることとされていることから、30日間としています。

市議会としては初めて行うパブリック・コメントであることから、報道機関（新聞社等）に情報を提供するとともに、10月9日にはオープン議会を開き、周知に努めたところです。

この条例の制定を契機として、市民の声を聴く機会の提供、広報及び広聴の更なる充実に努めていくこととなります。

【補足説明】

議会として、自ら考え、自ら条文を作り上げていこうとする条例について、一定のレベルまで形を整え、「条例議案」として正式な議会の場で審議する前、仕立て上げの前の段階で、市民の皆さんにお示しして意見をいただこうということから、パブリック・コメントを実施しました。

さいたま市においてパブリック・コメントを行う場合には、原則として1か月以上の意見募集の期間をとるよう、「さいたま市パブリック・コメント制度要綱」に定められています。

市の議会は、上記の要綱を守るよう求められていませんが、意見募集を行う以上、市長が行っていく場合と同様となるよう、その期間を30日間としたところです。

募集期間があまりに短いのは問題外ですが、長すぎて効果的に意見をいただけるのか、間延びすることからかえって意見をいただきにくくなってしまわないのか、といった危惧もあります。

「30日間」と区切ることにより、冗長となることなく効果的に意見をいただけるよう、また、意見の提出を考えている市民の方にも印象を持っていただけるように設定したものです。

なお、今回の意見募集に当たっては、事前に報道機関（新聞社等）に情報を提供して記事に取り上げられるようにするとともに、10月9日には議会基本条例をテーマにした「オープン議会」を実施することで、広く市民の皆さんに周知を図っています。

この条例の制定を契機として、市民の声を聴く機会の提供、広報及び広聴の更なる充実に努めていこうと考えています。

その他

【意見等の内容】

議員の方は普段どこにいるのかも分からない。区役所の1階に議員が市民の声を聴く窓口をつくるのはどうか。

【特別委員会としての見解】

議員の活動には、議会の公式な活動以外にも、公務とは認められず、公金を支出できない活動もあり、また、特定の議員に対する政治的活動の支援は一般の公務員には認められていません。

議員が市民の意見を的確に把握することは議員の活動として大変重要なものの一つですが、ご意見をいただいた「市民の声を聴く窓口」につきましては、様々な制約があります。

【補足説明】

議員の活動には、議会の公式な活動以外にも、公務とは認められていない非公務の活動もあること、そして、そのような公務でない活動には公金を支出することはできないこと、また、特定の議員に対する政治的活動の支援は一般の公務員には認められていません。

議員が市民の意見を的確に把握することは議員の活動として大変重要なものの一つですが、議会の代表として活動するのか、一人の議員として活動するのかの判別が困難でありますので、ご意見をいただいた「市民の声を聴く窓口」につきましては、様々な制約があります。

議員と連絡をお取りになりたいという場合は、市の庁舎に隣接して「議会棟」があり、そこに議員の控え室が置かれています（会派を結成している議員については、会派ごとの控え室となります。）